

平成16年 第3回沼田町議会定例会 会議録

平成16年9月13日(月)

午前10時04分 開会

1. 出席議員

議長	9番	吉田好宏	議員	1番	杉本邦雄	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	室田俊朗	議員
	4番	久保寛	議員	5番	津川均	議員
	6番	山田英次	議員	7番	上野敏夫	議員
	8番	絵内勝己	議員	10番	中村保夫	議員
	11番	野道夫	議員	12番	橋場守	議員
	13番	大沼恒雄	議員			

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君	監査委員	岩寺一之	君	
教育委員長	高松慶子	君	農業委員会	会長	中山勝	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴	君	収入役	藤間武	君
総務課長	金子幸保	君	地域開発課長	生沼篤司	君
財政課長	辻山典哉	君	農業振興課長	矢野潔	君
住民生活課長	辻広治	君	建設課長	神憲彦	君
和風園園長	中村幸雄	君	旭寿園園長	田中聡	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠田繁彦	君	次長	金平嘉則	君
-----	------	---	----	------	---

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	松田剛	君	議事係長	浅野信行	君
------	-----	---	------	------	---

8. 付議案件は次のとおり

日程	議 件 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		議長の諸般報告
4	認 定 第 1 号	平成15年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
5	認 定 第 2 号	平成15年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
6		町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
7		一般質問
8	議案第57号	平成16年度沼田町一般会計補正予算について
9	議案第58号	平成16年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
10	請 願 第 3 号	郵便局が今後も従来どおり沼田町住民に貢献・サービスできる意見書提出に関する請願について
11	意見案第10号	郵便局が従来どおり地域住民に貢献・サービスできることを望む意見書(案)について
12	意見案第11号	道路整備に関する意見書(案)について
13	意見案第12号	ウィルス性肝炎対策に関する意見書(案)について
14	意見案第13号	地方交付税の総額確保に関する要望意見書(案)について
15	意見案第14号	義務教育費国庫負担の維持に関する意見書(案)について
16	意見案第15号	介護保険の見直しと充実に関する意見書(案)について
17	意見案第16号	建設・季節労働者の仕事と生活を守る特別対策に関する意見書(案)について

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました平成16年第3回沼田町議会定例会を開会いたします。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 山田議員、11番 野議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。橋場委員長。

(橋場委員長 登壇)

○委員長（橋場 守委員長）皆さんどうもご苦労様です。今日は、朝から米施設の方に足を運んで大変ご苦労さまでした。

それでは、平成16年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員全員の審議結果を報告申し上げます。

去る9月9日、午後4時から議会運営委員と正副議長出席のもと開催しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けました。今定例会に提出される案件は諸般報告2件、一般質問、町長に対して7人12件、教育長に対して1人1件の計13件です。平成16年度補正予算案2件、認定案件2件が計画されております。また、議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等、8件の内7件につきましては上程すべきものとして取り扱うことで、意見の一致を見たところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、今定例会の会期としては、本日13日月曜日から14日火曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げます、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から14日までの2日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から14日までの2日間に決しました。

（議長の諸般報告）

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出しましたので、ご覧願います。

（一般会計等決算認定）

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、認定第1号。平成15年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、例年どおり全議員の決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 認定第1号。平成15年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成15年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成16年9月13日提出。沼田町長名でございます。

○議長（吉田好宏議長） 次に、監査委員の決算審査報告を求めます。

（岩寺監査委員、登壇）

○監査委員（岩寺一之代表監査委員） 山田監査委員と共に監査を致しました。その結果をご報告申し上げます。

（以下、平成15年度沼田町歳入歳出決算意見書を朗読）

○議長（吉田好宏議長） 監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっています、認定第1号は議員全員による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思えます。

更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第5、認定第2号。平成15年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長） 認定第2号。平成15年度沼田町水道事業会計歳入歳

出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成15年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成16年9月13日提出。沼田町長名でございます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）次に、監査委員の決算審査報告を求めます。監査委員。

（岩寺監査委員、登壇）

○監査委員（岩寺一之代表監査委員）山田監査委員と共に監査を致しました。その結果をご報告申し上げます。

（以下、平成15年度沼田町水道事業会計決算審査意見書を朗読）

○議長（吉田好宏議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっております、認定第2号は議員全員による決算特別委員会を設置して、その審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思っております。

更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

（行政報告）

○議長（吉田好宏議長） 日程第6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

（西田篤正町長 登壇）

○町長（西田篤正町長）平成16年第3回定例会をご召集申し上げましたところ、全議員のご出席を賜りましたこと、心から感謝と御礼を申し上げたいと思っております。

一般行政報告を申し上げる前に、先の台風18号による被害に遭われました町民各位に対しまして心から御見舞いを申し上げますとともに、被害の状況につきましては、先ほど最終集計が終わりまして、3億2,978万5千円という膨大な被害額に達した事をご報告申し上げさせて頂きたいと思っております。被害額の一覧につきましてはお手元に配付をさせて頂いておりますのでご覧頂きたいと思っております。

この後、関係機関と連携をとりながら、被害に遭われた皆様方の救済について、出来るだけの行政としての対応をさせて頂きたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

それでは一般行政報告を申し上げます。

（以下、一般行政報告を朗読）

○議長（吉田好宏議長）次に、教育長。

（篠田繁彦教育長 登壇）

○教育長（篠田繁彦教育長）第3回定例議会に当りまして、6月以降の教育行政報告を申し上げます。

（以下、平成16年度教育行政報告を朗読）

○議長（吉田好宏議長）以上で、行政報告を終わります。ここで、休憩を致します。

10時40分 休憩

13時30分 再会

（ 一 般 質 問 ）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第7、一般質問を行います。始めに町長に対して、通告順に順次発言を許します。2番横山議員、管理型最終処分場等について質問して下さい。

○2番（横山忠男議員）2番横山です。一番に順番が回ってきているようで、最初に質問をさせて頂きたいと思っています。

今回、私どもの地元にある恵比島運輸さんが、管理型最終処分場の建設計画という事で、計画書はまだ出されていないかどうかは分かりませんが、そういう計画があるようでございまして、先日町の関係職員の方々が来て、色々ご説明を頂いたところです。

たまたま、私のところに恵比島運輸さんから手紙が参りまして、ここに書いてあるように地元建設業をはじめとする、あらゆる業種の方々より処理場の依頼の声が高く、併せて農業用ビニール等の中間処理等も農協の協力も頂きながら進めて参りたい。ということで、よろしくお願ひしますと、掻い摘んでですが、そういったお願ひの手紙が参っております。

そういったことで、地元の建設業者が本当に最終処分場を必要としてお願ひに上がっているのか、私もよく分かりませんが、そういった事が町長さんに上がっているものなのかどうなのか、まず最初にお聞きしたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）建設業或いは農業関係者の方から町に対して、そういう要請があるかというご質問ですが、今の所、私どもの方はそういう要請を全く受けている

状況にはありませんのでご理解賜りたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 2 番。

○2 番（横山忠男議員）一再一 全然上がっていないという答弁ですが、この業者は、そういう事が非常に多いという事で建設を計画しているようであります。

私から考えると、今後町始めとする、産業廃棄物的な物が多く出るような計画があるかどうか、長期的にみて公共事業的なものが町の計画としてあるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長）現在のところ町において、格別産業廃棄物が多く出るなどという状況にはないということを議員の皆様もご承知だと思います。

先般、ホロピリの農事組合長の要請に基づいて、担当の方から恵比島運輸より出されているものについての説明をさせて頂きました。その後、ホロピリ農事組合員の皆さん方連名で、これらに対して反対であるという表明が、議会と私どもの方にそれぞれ出されている状況にありますので、そのようなことも考えますと、中々今の状況では実現は難しいのかなと判断をしております。

○議長（吉田好宏議長） 2 番。

○2 番（横山忠男議員）一再々一 今町長の言われるように、先日農事組合長さん中心に、非常にこの予定地の近隣に農地も多くありまして、特にこの管理型最終処分場については、どうかすると家畜なり或いは動植物などの埋め立てもしたいという管理型の処分場の計画のようですけから、とくにその近隣或いは地域の皆さん方は、どうしても処分場をこういう所に作ってもらっては困るということで、是非とも横山、質問にたつてなるべく出来ないようにというか賛成しないようお願いしたいと思っております。

それからどうしても、産業廃棄物が出て困るという事であれば、十分建設課或いは町長さんともご相談申し上げながら、適当な場所というか地域に作ってもらった方が良いと思っております。地域から出たお願い書の中にもあると思えますけれども、沼田町は雪中米をもととして、クリーン農業ということで、今盛んに取り組んでいるところでございますので、あまりイメージの悪くならない形で考えてほしいという事で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）次に 8 番、絵内議員。産業廃棄物処理施設建設計画について

質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員）8番、絵内です。産業廃棄物処理施設の計画についてと題しまして質問させて頂きたいと思います。

只今、横山議員の方から関連の質問がありましたので、努めてダブらない形で質問させて頂きたいと思います。恵比島地区に建設を計画されている産業廃棄物処分場についてですけれども、多くの種類の廃棄物が埋め立てられる事に対して住民の皆さん方は不安を持っております。町は直接関係無いと思いますが、町として業者さんと町民の皆さん方にどのように話を進められていくのか町長の見解を初めにお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）これは計画する業者に対して町がどうのこうのという事は、中々出来ませんので、町はその計画の概要を知り得た段階で、必要があれば地域の住民に、説明を求められれば説明をしていきたいと思います。事業者自体も地域の住民の同意がいる訳ですから、そういう意味では説明会も開催するだろうと思います。

現状、先ほど横山議員からご質問ありましたように、沼田の場合は安定型の産業廃棄物処理場というのが数年前に作られています。そのこと自体でも住民の皆さんは非常に反対が多い状況にあります。しかも建設業者の皆様方も地元でそういうものがありながら、値段が合わないのか、あまり利用されていないという実態を聞いております。

管理型の最終処分場につきましては、多度志と雨竜にある訳です。そして従来からの利用状況からいって、あえて沼田町にそういうものが必要かというとは、誰が考えてもお分かり頂けるものと思います。一部お聞きしますと、道外からの産業廃棄物を運び込むという話も聞いておりますので、それが本当に真実だとすれば、なおさらの事、私どもとしては最終処分場を沼田町に作る事に対しては賛成はできない。

ただ、手続き上、市町村が関与するというのは限定がありますから、地元が反対しても道が許可する場合がありますけれども、それはそれとして先方と十分話し合いをしたい。或いは地域住民の皆さんの意向を伝えて、町としては現在の段階でそういうものを誘致するとか、容認するという姿勢ではないということをご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（絵内勝己議員）－再－ 今回の産業廃棄物処理場の計画であります、産業廃棄物には色々な種類があるそうです。1番、2番、3番くらいのそれぞれ度合いによつての種類かと思いますが、今回のこの計画は2番目のランクに入る大型の処理場だと聞いております。

この中には、コンクリートをはじめ、ビニール製品、そして生ゴミも処理できるという内容が地域の皆さん方に話があったそうです。もしも、生ゴミが処理された時に、汚水だとか色々なものが流れないように設備されないと、当然許可されないと思いますが、一番町民の皆さんが心配されるのは、雨が降った時などに流れて入ってくるのではないか、今建設を予定している地域というのは、そこから下に向かって水が流れる訳であります。直接的ではないですが、間接的に排水を通して、用水の水を水田の水として使っている部分も実際にあります。そういった事を考えると、非常に地域の皆さん方は不安を感じる訳であります。

これから話を進める段階において、行政として話を進めるものはないと町長のお話がありましたが、地域の皆さん方がノーという判断であれば、これから話の過程であります、処分場は出来ないと判断してよいのですか。如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）現在予定されている場所は、農振地区内です。そうした意味では、農振地区から除外するという事は、それぞれ農業委員会の意見等も聞く事になっておりますし、当然農業委員会においても、地域の農業者の皆さん方の意向、或いは農協関係団体の意向も確かめながら、最終的なご意見を頂けるものと思っております。

私どもも、先般関係する農協、改良区、農業委員会、それぞれの団体長さんを召集させて頂きまして、概略の説明はさせて頂きましたけども、きちっと許可されるものであれば、認可をされるものであれば、やむを得ないが現状としてはどうなのかというご意見でありました。特に農業委員会の方は、私どもの意見を求めたことに対して現状の資料では判断ができないというご意見でありました。

これは私どもも同じで、もしも具体的に進めるとしたら、まだまだもっと必要な書類を求めなければなりませんし、そういう話はまだ担当課から、事業者とコンサルを呼んでそれぞれ説明をさせて頂いておりますので、また具体的なプランが更に出てきた場合については、それぞれ議会の方にも報告をさせて頂きたいと思っております。

現状では、現地をご覧になって分かるように場所としては、非常に難しい地形だろうと思うのです。そのことも含めて、どうなのかなという気が致しますが、どうしてもやりたいという事で、更に進めるとすれば、今申し上げたような、それぞれのご意見を求めながら、しかも農振地区の除外という問題がありますので、関係方面と調整させて頂きたい。

いずれにしましても、冒頭申し上げましたように、沼田町の町としては、管理型の最終処分場は必要無いという判断をしておりますので、そういう方向で理解を求めていきたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長） 8 番。

○8 番（絵内勝己議員） 一再々ー 町としては必要無いという判断だと町長より答弁頂いたのですが、これに対して、支庁なり道が許可する場合において、地元の人々の反対があれば、そのことは聞き入れてもらえる可能性はあるかどうかお伺いしたいと思えます。

それと併せて、議長にお伺いしますが、もしもお許し頂けるのであれば、農業委員会会長さんからもその辺の取り組みの姿勢についての判断があれば、お伺いしたいと思えますが、許可を頂ければお願いします。

○議長（吉田好宏議長） まず、町長。

○町長（西田篤正町長） 町としましては、こうした種類の産廃施設については事前協議がなされまして、事前の段階で大まかな調整をされる事になっておりますけども、今のもらっている資料では全然そこまでもいかないような状況の資料ですから、もっとももっと具体的な資料がなければ、おそらく農業委員会でも判断できないでしょうし、私どもとしても判断ができない。

事前協議というのは、もらった資料ですが、関係市町村との公害防止協定の締結が必要だということと、町村がもしも認めた場合は、町内会と公害防止協定、近隣の公害防止協定が必要だと言っていますから、今、ホロピリが反対していますから締結が出来ない状況ですよね。そういう事を考えますと、中々難しいのかなと思えます。

ただ、500m以内の居住の住民というのが今の計画の中ではおりませんから、そうしたものはいらないとしましても、公害防止協定等の締結が今の状況ではおそらくホロピリ農事組合は応じないと思えますので、そういう状況ではちょっと難しいだろうと判断しております。

○議長（吉田好宏議長）農業委員長。

○農業委員長（中山 勝会長）産廃の関係につきましては、先ほど町長もご説明したとおりですが、農業委員会と致しましても臨時総会を開きまして検討はさせて頂いております。その中では、非常にこういった問題ですので、地域住民の賛同を得られなければ、まず無理だろうというのが1点と、現段階では判断材料とするものが一切無いという事で、そういうものを提出して頂き判断するのが筋道だろうというのが1点です。

臨時総会の中では、ある程度そういった条件が100%満たされれば検討する必要もあるのではないかという最終的な意見で終わっておりますので、先ほど聞きますと、地元がとにかく大反対だという事なので、只今の段階ではこれ以上農業委員会としても、この問題については手を触れられないなと思っている所であります。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。はい。次に、10番。中村議員。ベンチャー（起業家）育成問題について質問して下さい。

○10番（中村保夫議員）10番。中村保夫でございます。最近、店舗から撤退される方が増えまして、非常に寂しいなと思っております。特に、昔あれほど繁栄を誇った3丁目通りが、何か寂しいという状況にございます。これは、町民の数が減ったり或いは不景気だったりの影響なのでしょうけども、本当に寂しい限りでございます。

町としても色々な事業の中で、新たな店舗展開等々を模索しているようでございますが、中々形となって出てこないというのが実状であります。

一方、企業誘致も町として一所懸命やっておられるようでございますが、どうも撤退する方が多くて、来てくれる所が少ない。非常に閉塞状態と言わざるを得ないと思っております。

やはりこれは、外から色々なものを持って来る。或いは、出て行こうという、或いはお年を召したから、もう商店を閉めようという方をいくら引き止めたり、或いはいくら誘ったりしても中々に難しいのだろうな。

そこで私も色々考えるところがありまして、というのは町民4千名の内の何人かの人達は、色々なアイデアだとか或いはこんな事をやってみたいだとか、そういった感覚を持っておられると思うのです。私も実は若い頃、あれもやりたい、これもやりたい、だけど家が農家だったものですから中々それが許してもらえないし、親父も金を出してくれないし、だれも一緒にやってくれる人がいなかったという事で、今は農

業一本でやっていますけども、そういったアイデアだとかチャレンジ精神を持った方というのは、必ず町の中に10人や20人おられる筈です。そういった人達の、言ってみれば背中をポンと押してあげて、こんな考えがあるという事を役場に相談した段階で、よし、じゃあ、それちょっとやってみよう、企画書にちょっとまとめてみよう、については町も支援するし、或いは空き店舗を利用しながら全体をにぎやかにしていこうといった基金があったら良いのではないかと考えております。

町の財政が非常に厳しくて、そういった成功するあてが無いような物に、金が出せるかというのも本音の所と思いますが、こうい苦しい時だからこそ種を撒きたい、卵を育てたいと思っております。いきなり世界に打って出るようなベンチャーを期待するのではなく、小さな事からやっていけるような、町民の元気を作るような、そんな基金があってはどうかと思うのですが町長の存念を聞かせて頂きたいのですが、よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃる通りだと思います。私どもも、そういう方がもしも出て頂ければ、出る事を望んでいる訳でありまして、出て頂ければ、町としてもそれなりの支援をしながら育てていきたいと思っております。ご存知だと思いますけど、今進めております「新産業サポート事業」というのは正に、平成14年度に新しく設けた事業であります。そういうものに合致すると思っておりますが、現状ではあまり利用されていない。これはPR方法も少し考えなければならないと思っておりますけども、そういうものをもう少し広報を利用してPRしながら、是非とも予算化をしている訳ですから利用頂きたいと思っております。

ただ、残念なのは今人口がどんどん減少していく中で、高齢の方の店舗を閉店するというのはやむを得ないかもしれませんが、一方では若い人達の中にも虚脱感的なものがありまして、中々新規の取り組みというのは芽生えてこないというのが実態だというふうに思います。一つの例を上げますと、平成11年の明日萌のすずらんブームがそうだったように、非常にあれはあれで今だに商売の効果があると思うのです。

ところが、一時期のブームが過ぎますと、その時の儲けに酔ってしまったのか、一斉に手を引いてしまうという現況なのです。例えば昨日の、明日萌収穫祭が恵比島でありました。行ってみますと、地元の商店の出店が非常に少ない。それはやはり、商工会の副会長さんもいらっしゃるので失礼ですが、商店の皆さん方が主体になって、

もっと活力のある方法はどうすべきかを論議しなければならないと思うのです。その中に行政が支援するもの、或いはその中から芽生えてきたものに対して町が支援するという事は、やぶさかではないのですから、そのような取り組みを是非お願いしたい。あまりにもマイナスマイナスばかり考えていますと、中々良い事が出てこないだろうと思いますので、そういうふうな考え方を持って頂ければと思っております。

ちなみにパークゴルフ場で、ソバとうどんをやった勇気のある奥さんもいらっしゃいますが、あの方も何軒かそういう話を持ちかけたけども実現できないという中で、思いきった取り組みをして頂いた訳ですが、それが結局商売に繋がっているのです。そういうものをもう少し積極的にやってもらいたい。

それから例えば、今温泉に行きますと非常にブームになってびっくりしたのは、キティちゃんグッズですね、北海道沼田限定というのが出ていますけども、あれらはそういう観点から作られたものだと思うのです。その方は今、町に助成してくれと来ているかどうか分かりませんが、そういう観点で色々工夫をすれば、まだ明日萌なども一つの材料になると思いますし、野議員いらっしゃいますけども、ほたる祭なども商売を成り立たせる大きな資源だと思うのです。そういう資源を活かしながらやる、或いはそれに付随するものを開発をして商品化するという事も可能だと思うので、私一度商工会の役員会にでもまた伺って、町の考え方、これから質問もある再生をするためにはどうしたら良いかという観点から、お願いにもあがって奮起をお願いしてみたいなと思っております。

中村議員のおっしゃるのは間違い無いことですので、積極的に町も対応させて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）中村議員。

○10番（中村保夫議員）一再一 非常に心強い返事を頂きまして、これ以上質問があつて良いのかなと思いつつも、質問を続けさせて頂きたいと思えます。

新産業サポート事業というのを僕も見せてもらいましたが、やはりどうしてもハードルが高い。例えば、僕が若い頃考えた時もそうでしたが、商売の経験はないけれども、商売をしてみたい或いは成功したとしても、そんなに儲からないのだけれども、こんな事をやったら元気が出るぞという事はきっとあると思うのです。

例えば、ある程度年の召された方でも可能だと思うのですが、おもちゃの病院をやってみたい。それをどこか空き店舗を使ってやってみたい。ただ、内装費もかかるし、

商売のノウハウも分からないし、大成功したとしても儲からない。けどもこれは、子供の物を大事にする気持ち等を情操するために是非やってみたいのだと、そういったものでも僕はベンチャーだと思うのです。

どうしても儲からなければならぬという所は、最後は企業ですから行くのでしょうけれども、やはりそういったものも認めてやりながら、店舗を展開して頂く。町が賑わいを持っていく。そういったものが作れないかと思っております。

これは商業部門に限らず、農業部門だとしても、今例えば水田農家の若い人達がメロンをやりたい、花をやりたいという時にはサポートする仕掛けが実はあります。

例えば突拍子もない事、僕はダチョウ牧場をやってみたいとか、鹿の牧場を作ってその肉を売ってみたいとか、農業関係でもベンチャーはいっぱいあると思うのです。そういったものを町が誘発してやる事によって、あいつがあんな事をやっているのなら、俺も出来そうだなみたいな空気を全体で作っていけないかなと思っております。

勿論、町の大事なお金を使って当面の見返りは期待せずにやるのがベンチャー基金ですから、悪用されると困ります。ある程度のチェック、或いはハードルは必要なのですが、言ってみれば衆人監視の目には置くけれども、自由に使えるお金。1件につき100万円ずつ、今年は10件受け付けましょうと、企画書で良い物が出てきた時に10件までは受け付けましょう。それで、今年中に1,000万円を、雇用という形或いは利益という形で回収しようとしなくて、近い将来その10件の内の1件が成功してくれれば、雇用として町としては面子が立つのだというようなイメージで、こういうベンチャー基金或いは起業家育成というものを考えて頂きたいと思いますが、そういう形で町として、今までの新産業サポート事業だとか農業支援事業だとかを改変して、もっと使いやすく夢のある資金に変えるつもりはございませんでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）一番行政として悪い所でしょうが、懸念するのは悪用されると言いますか、全く継続性とかを見込まない一時期の収益と言いますか、そういうもののために申請するという事もあり得る訳でありますから、中々難しい面もありますけれども、おっしゃられる意味は十分理解できると思っておりますので、今ご提案ありましたように、農業も含めた中で是非そういうものも検討させて頂きたいと思っております。

なお、商工業の皆さん方にとってはTMOの関係がありまして、これがある程度若い皆さん方が色々な論議をしている状況にありますので、そういう中ででも、そうい

う支援をどうするかを論議しているようでありますから、併せてそういう検討を十分させて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）中村議員。

○10番（中村保夫議員）沼田町という町は、本当に色々なアイディアマンが一杯いると思うのです。これは、夜高あんどんがあったり、雪中米があったり、ホテルがあったり。私初めて夜高あんどん祭をやるといった時、馬鹿こくでねえと思ったのです。初めて雪で米を冷房するよと言った時に、何を馬鹿なことを言っているのだと思ったのです。隣に先生おられますが、沼田町でホテルを飼いたいと言った時に、何を訳の分からないことを言っているのだろうと思ったのです。

でも、今こうやって20年、30年そういった事を一所懸命地道にやってきて、当時十分にばかばかしかった筈のものが、結局沼田町を救っている、助けている。沼田町の柱になっている。そういったのを見た時に、若い人達或いは町民の方々が、こんな事をやってみたい、あんな事をやってみたい、そういった事を馬鹿にしてはいけないと思うのです。そういったものを、そうかそれなら町も支援してあげるよ。仲間も探してあげるよという形の町であってほしいと思えます。

これは答弁いりませんが、そういった形で町民の元気を是非とも、町として作って頂きたいという事を述べまして質問を終わります。

○議長（吉田好宏議長）はい、次に12番。橋場議員。農業問題、米価について質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）12番。産建民生常任委員会で、札幌の北海道農業研究センターに行きまして、遺伝子組換え農作物の勉強に行ってきたのです。その中で、今研究している人が、去年の冷害によってすぐ米不足が起こった。そういう状況の中で、私達は冷害に強い、そして収量の上がる作物を一生懸命研究しているのだという話を聞いて、私はおやっと思ったのです。

何故かという、確かに冷害というのは米不足の一要因ではあるけれども、それが全てではないと思うのです。私の後に津川議員が、米価問題の対策について質問するようでありますが。

去年は冷害になって、かえって米価が上がって、その他の要因もあって収入が増えて、私達の仲間、政党に寄附した部分の税金の控除があるのですが、去年あんなに冷害になって大変だというのに、収入で税金が多く取られそうだから寄附した証明を

ほしいという事があったのです。冷害になったら米の値段が上がる。豊作になったら値が下がって、更に来年は減反が増やされてしまう。こんな悪循環な状態が、農家の人の回りを巡っている訳です。

これは、町長に言うより本当は農協に要請した方が良いと思うのですが、これで何故国に対して文句を言わないのか、強力な運動をしないのかと思うのですが、町長はこういう点についてどう思っておられますか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）これは中々難しいといえますか、冷害になって米が足りなくなれば価格が上がるというのは自然の原理ですよ。豊作になって下がるのも自然の原理で、それを防ぐために国が備蓄をどうやって安定性を保つかということだろうと思います。国は備蓄はそれほどいない輸入米があるという考え方ですから、これは橋場議員さんも毎回こういう問題のご質問がありますけれども、私はやはり、町村会もそうですけれども、農家の所得保障しない限り日本の農業というのはなくなると訴えている訳です。

ですけど、農家の議員さんいらっしゃって申し訳ないですが、全中はこういう制度をちゃんと農水と合意に達しているのです。ですから、私どもが町村会側から一所懸命大きく声を出しても、最終的には農業団体の代表者と農水とが合意に達してやってしまう訳ですから、これは中々難しいと思うのです。

ですから、本当は価格がある程度一定の価格で推移するようにして上げなければ、所得の増減がある場合があるので、それは農家の人も大変ですから、そういう意味では私の答弁としては従来とも要求しているように、農家の所得保障をしっかりとやってくれということと、備蓄米の体制を十分考えてほしいという要請を町村会等を通じてやる。このことしかないと思っております。後は、議員さんおっしゃるように、農家個々の皆さんが、自分達の生活を守る為に、前々から私もちょっと過激な発言をしていますが、ムシロ旗立てるくらいの勢いでやらないと、これは絶対目が覚めないですよ。おそらくこれは、このままずっといくであろうと思うのです。そのへんを何処で区切りをつけて、対応するかという事だろうと思うのです。

町村長としては、そういう状況で対応させて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。同じく橋場議員、住宅政策、公営住宅の内部改装について質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）公営住宅が、結構高級住宅に建替えられましたけれども、まだ古い住宅があるのです。実際に住んでいる人達に聞いてみたら、所得の問題もありまして、この場所で住みたいという人が多い訳です。西町の住宅を中抜きする時に、全部壊されたら困ると言って住んでいる人達が私達のところに電話をくれたりしました。

しかし、中を見ると大変なのです。前に、ある課長に話があったのだけれども、建替えるくらい金が掛かると言いますが、それほどにはならないのです。今丁度空きもありますし、ちょっと移ってもらえると思います。床が相当傷んでいて、友達の太った人が来たときには、そこを通らせない対策をしているという話を聞きました。なんとか、文化的な人間らしい生活を保証しなければならないと思います。

それと循環型の、町費を使う訳ですけども、地元の業者が仕事を請け、その人達の受けた賃金が商店を潤すという税金の循環にとっても必要な事だと思うので、改修の方法を考えて頂きたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）個々の住宅の内部までは、私も承知しておりませんが、現状では西町・南町・旭町にある公住は、ある程度傷みのひどい所もあるという報告を頂いておりますが、利用なされているという事ですし、財政的にも限界のある所でありますので出来る限りの修繕を図って、住む人にあまり迷惑の掛からない状況で進めさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再一 長野県の栄村の村長が新十津川町に来て、講演を聞きに行ったのですが、住宅を補助事業で建てるとなると物凄い厳しい規制があって、こんな事までしなくても良いという事までやらなければならない、栄村では田んぼを広げる時に国の助成を一切もらわなかったそうです。

機械1台とオペレーターをつけて、この農地はどこをどうしたら良いかは、持ち主の頭の中に入っているので図面も何も作らないで、「田直し」という名目でやったそうです。

今は「道直し」をやっているそうです。これも、県の助成をもらわずやっているそうです。何故かというと、自分達の生活に見合った道路で良いという事なのです。助成をもらおうと、ちょっと欠けたトラフを使っても検定がとおりません。それで、栄村

の村長は、そういう欠けたトラフを業者からみんな買い集めてきたそうです。3年もすれば新品のトラフでもみんな欠けてしまうのだそうです。半値くらいで資材が揃う。補助もらうより安く道路を作るそうです。村長が言うには、税金を我が村で回すことを話しておりました。

大体今、仕事がないですよ、国の仕事に頼るといのは中々ないと思うので、是非、住んでいる人達の基本的な人権を守る立場からも進めてほしいなと思っています。今、古い住宅に入っている人達は、新しい住宅を建てて入れるとしたら、とても今の経済力ではできない人達ばかりなので、是非やって頂きたいと思いますが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）去年、一昨年くらいまで検討させたのですが、今、橋場議員がおっしゃるように、補助事業を使うと非常に高くつく事もありまして、PFI的な考え方で地元の業者が建てたものを、町が長期に渡って返済するという事は考えられないか検討させたのですが、若干費用が高くつくという事で見送った経過があります。

今、おっしゃられるように木造で、しかも地元の業者が相当安くあげるとなると、そういう家賃収入でどこまで対応できるか、もう一度検討させて頂きたい。

確かに古い住宅で対応年数がきているのもあろうかと思しますので、それには今おっしゃった新しい住宅では家賃が相当高くなりますから、町独自の住宅の建設が可能かどうかもう一度来年度予算に向けて、建設業協会とよく話をさせて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）次に、同じく橋場議員。自立問題、我が町再生プランについて質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）町長の行政報告を見まして、そういう項目があったのですが、どうも町づくり町民会議に全部さじを投げるとか、下駄を預けるという事ではないと思いますが、出来れば町長の基本的な考え方を聞きたいなと思うのです。

奈井江町の自立プランの案が今出ています。奈井江町は最初に出した時に、自分で立つにして「奈井江町自立プラン」という案を作ったのですが、今は変えて、立つではなく、法律の律で「自律（立）」と書いてあります。つまり、自分で立つという案になると、将来に渡って何処とも合併しないという事にとられてはまずいので、自律にしたそうです。

それを見ますと、財政計画などがあるのですが、こういう町長としてのプランがあって良いのではないかと思うのです。当面、発表できる所、重点的な所はこうしたいというもの。例えば、奈井江町では一番言いつらいですが、奈井江町長は現在すでに10%報酬を削減しましたが、更に20%削減をするという事が、最初の方に書いてあるのです。そういう核心的なものがもしあれば、聞かせてほしいなと思っています。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の、町づくり町民会議に丸投げするののかというお話ですが、これはそういう意味ではありません。あくまでも、私ども職員が戦略会議で練っているものを、最終的に住民の皆さんに提示する前に、町づくり町民会議としてこれに対してどう思いますかという事の、諮問的な事をやろうということで設置したわけであります。中々意欲的でありまして、平行して自分達もどうすれば自立が出来るか考えていきたいという事ですから、それはそれとしてやって頂いて、あくまでも私どもは今職員を中心としてやっている再生プランを、どうやって検討してもらえるかという事だろうと思います。

それで町長としての具体的な考え方、これはそれぞれの町の考え方もあると思いますが、私は今の戦略会議の中に、地域再生プラン策定に係わる基本方針を既に提示をしております。それに従って、この観点から皆さん考えて頂きたい。そうする事によって、この町の将来がどうなるかという事を検討している訳であります。私の方から先に言ってしまうと、結論になってしまう恐れがありますので、行政としてまとめようとする最後の段階で私どもも入り込んで、職員の出てきたプランとつき合わせしながら自分の考えかたも申し述べ、それを議会にも提示をさせて頂きたいと思っております。その項目はすでにご承知だと思いますが、8項目に渡ってそれぞれ行政改革を始め色々な検討項目を掲げている訳であります。

誤解を招いては困るのは、自立を私達は最後までこだわってはいません。このプランをやった結果、住民の皆さんがこれでは沼田町、一人立ちはやっていけないという意向が強ければ、合併に向けて論議をしなければなりません。今、北空知の法定協議会から抜けているというのは、来年の3月までの早急な合併の協議というものは時間的にも難しいという判断で抜けている訳ですから、今、この再生プランで検討した結果、住民の皆さんがもう一度そういうような枠組みの中で検討すべきだという事であれば、そういう枠組みをまた模索をしたいと思いますが、いずれにしましてもどうや

ったら、この沼田を維持できるか或いは、維持するための最良の方法は何かが最終目標でありますから、そのためにこの再生プラン策定にかかる基本方針を十分に内部で検討して12月までに仕上げ、1月・2月にかけて住民の皆さんに説明をさせて頂きたいという方向で進めておりますので、もう少し時間を頂ければというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）－再－ そういうふうに行っていると思いますけども、行政報告には一切書かれていないので、やはり自立を決めて取り組んでいるという事であれば、議会に一定のものは報告するべきではないかなと思ったわけです。

それで今、町長はプランを立ててみてどうしても沼田町独自では自立していけないという事になったら合併も考えると言うけれど、逆だと思ふのです。~~~~さんがこう言ったそうです。合併というのは恋愛結婚でなければ駄目だ。自立計画を立ててみて、やっていけないからといって何処かに行くと言ったら、それはちょっと両方ともやっていけなくなると思ふのです。

今、合併はこのままでは避けられないという風潮があるけれども、それは間違っていると断言していました。今の国のやり方としては、合併は避けられないのではなくて、避けられないのは交付税が減らされるのは避けられないだろう。その中でどうやって自立していくかという事を考えなければならないと思ふのです。

憲法問題に繋がってしまうのですが、例えば交付税がこうやって減らされていったら、合併した町はもっと悪くなると思ふのです。一部分の所は良くなるかもしれませんが、全体としては僻地の方は、合併しなかった時より悪くなると思ふのです。それを防ぐためには、合併を進めている町も自立を目指している町も、交付税の問題や憲法に保障された問題は国が守れというふうに声を上げていかなければならないと思ふのです。

そういう意味で、町民の皆さんにもそういう問題をもっと啓蒙するべきだと思ふのですが、7月に憲法問題で著名人9名が集まって、9条の会というのを組織したのです。ところが一般の新聞には一切出ていないのですけれども、その人達の講演の中で、このように言っています。

次の質問にも関連するので移っても良いですか。

○議長（吉田好宏議長）次の、憲法問題の質問も含めて発言して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）国民の権利及び義務を木目細かく実現する責務を果た

せられていると書いたのですが、憲法というのは国民を縛るものではないのです。憲法は、国民が時の権力を縛る中身なのだということです。ですから、そういう意味から言うと、我々はやはり町民の皆さんに、本当に憲法や地方自治法の法律を国に守らせるという意識を高めていかないと、米価の問題と同じように自立の問題も大変でないかなと思っています。

そういう意味で、町づくり自立プランも本当はもっと議会に、核心の所だけでも報告してもらえば良かったと思うのですが、町民全体で考えていくとなれば、憲法の問題、交付税の問題、こういうものも啓蒙していかないと中々町民の覚悟も決まらないのではないかなと思うのですが、町長は如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）私どもが今取り組んでいる状況等について、住民の皆さんへの周知が非常に不足しているというのは認めます。これは今、職員の中で様々な検討をしている状況を出来るだけ公報等を通じながら、町民の皆様にもお知らせをさせて頂きたいと思えます。

それと今、橋場議員さんがおっしゃる憲法の問題から全てまで載せろというのは中々難しい問題で、そういうのはそれぞれ町民の皆さんが色々な機会にまた、新聞テレビ等で拝見して知識を高めて頂ければと思っているところであります。

いずれにしましても、私どもは現状全国の町村会が合併について、合併が駄目だと言っているのではない。ただ、選択権を与えなさいと言っている訳です。それから、地方交付税制度というのは、現在の憲法或いは自治法などで認められた最低の要件であることをしっかり認識してほしいという要請を町村会でも言っておりますので、私どももそういう姿勢でこれからも頑張っていきたいと思っております。

なお、ちょっと捉え方が違ったのかなと思えますが、私は決して検討した結果どうしても合併しなければならないという事ではなくて、これは住民の皆さんがそういうふうにするべきだという結論が出れば、そういう模索をしなければならないというお話をさせて頂いた訳です。

今、私ども町村会は、最終的な目標としては連合自治体構想というのが一番に上げておりますので、出来うれば私どもは基礎自治体で残って、大きな仕事は連合で処理をするというのが、きっと道州制とも絡んできっと論議になってくると思えますので、そういう論議の中で、私どもの町が進んでいく道が間違いないように住民の皆さんと

も十分論議をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 12番。

○12番議員（橋場 守議員） 一再々ー 財政課の人達は、色々と財政問題を見ていると思うのですが、自立プランを立てる時に、こういう情勢だから仕方ないのだと考える職員が自立プランを立てたら駄目だと思うのです。やはり、国のやり方に対して本当に腹の底から怒りを感じながら立てていかないと闘争にならないと思うのです。

そういう事を私は考えているのですけども、答えいらないと怒りますから、如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） これは私の捉え方ですけども、現在の町職員の中では、そう合併をした方が良いという意見の方はいないと、沼田の場合はいないだろうと思います。それは、先ほどから色々話が出ている地域の歴史とか文化とか、色々な物が他の町村と比べて、ちょっと捉え方が違うのかなという感じをしております。

それと、こういう話はどうかと思いますが、私どもが今、行刑施設の誘致をやったり、企業誘致をやったり、雪山センターの実現のためにやっていることは、合併をするという事になりますと、もうゼロになってしまいます。今まで努力してきたものが、将来ともどうなるかと考えた時に、おのずとそういう結論が出てくるのかなという気が致します。

○議長（吉田好宏議長） はい、よろしいですね。次に5番、津川議員。平成16年産米価格暴落対策及び販売戦略について質問して下さい。

○5番（津川 均議員） 5番、津川です。先ほど橋場議員からも農業問題で質問がありまして、その時に半分くらいお答えを頂いた気がするのですが、農水と全中で殆ど決まっているので、そちらの方に要請して下さい。後は皆さんで、ムシロ旗揚げて下さい。半分くらいの答えは頂いたという気がします。

沼田町の基幹産業である農業、そしてそれを担う農家の経営をなんとか維持していくという観点からまた、お答えを頂きたいなと思います。

今年は町長、十分認識しておられると思っておりますが、好天に恵まれて豊作基調である。加えて、去年の高い水準の米を卸さんが沢山に蓄えておられる。更に又、備蓄の米を60万t放出したなど、このことを受けてあえて米価の下落ではなくて暴落という形にさせて頂きましたけれども、市場かつてない低い米価の価格になっておりま

す。8月の28日に1回目の入札が行われた訳ですけれども、キララで13,018円でございます。

過去最低の、平成14年の13,495円を更に下回っている。ここ数年でも14年産の第1回目の入札では15,000円ですし、去年は不作の影響を受けて16,273円という極めて高い数字でしたけども、この事を受けてホクレンは、今年の仮渡し金を、9月10日のベイタイで決まった価格でございますが、9,300円の仮渡ししかできない、10,000円をはるかに切る状況。しかも、去年まであった稲作経営安定対策、稲経というもの、今年には特別対策というものに形を変えました。稲経ですと今年のように極端に価格が下がった場合は、多分2,000円を超える額、3,000円近い額が補填されるだろうと思っておりますけれども、今回の新しいシステムでは上限が決められていますから、今年の分については780円とはっきり謳われています。両方合わせると、今年の価格は10,080円にしかならないのです。

これはどうやって農家としては、年を越せる問題ではない。今日報告を受けました、台風の農作物被害で、2億6,600万円ですか、こんな額では済まないですね。去年は最終的に追加払いがあって、15,000円の米になったのです。平年に比べても3,000円安いということですから、3,000円で20万俵あれば6億の農家の収入源に繋がる。こういう状況でございます。

更に、今の台風18号の去った後の状況では、米の量的なものについては、今の所さほど落ちていないような報告をされていますけども、実際に品物を採ってみて皮を剥いてみないと結果も私は出てこない、多分この被害も今の見込みよりは相当あるだろうと思っております。

こんな事を考えると、本当に今年の農家はどうすれば良いのだろう、みんなリタイヤしなければいけない。特に大きな面積を持っている農家ほど、大変苦勞するという状況でございますので、この事については我々も当然農民団体、農民組織たくさんありますから、そういったものを通じて中央にも要請をしていきたいと思っておりますけども、是非これは行政の立場からも提言するだけでなく、沼田町独自として沼田町の町民を救うために町はどう考えるのか、まずその点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃってる事は十分理解は出来るのですが、果たして現状の中で、毎年のように農家の事態に対して支援をできるだけの自治体の体制かどうか

かという事だと思うのです。さっき申し上げた中に、私自身も農家の皆さん方、もう少し自らの生活のために行動すべきだろうと思うのです。例えば、道産米の自給率だってまだ60%台までしか上がっていないのです。こういう事態だから、道民の皆さんに強く訴えて80%、90%に道産米が消費されるような努力もしなければなりませんし、或いは、ある程度落ち着いた時期に米価に対する抗議の集会を、まあ津川委員長は農民協の代表ですから、農民協主催で町の商工業者の皆さん方の力を借りてやるとか、そういうような声を大きくして出さないと、都会の皆さん方には農家の危機などどいうのは全く伝わって行かないのではないかと思います。

中央に行きますと都会出身の皆さん方が、財務省だとかあちこちの役人をやっている訳ですから、全く地方の苦労や努力が分かっていないという話をよく聞かされます。そういう時に、あまりにも声を出さな過ぎるのではないかと思います。そういう事を私は日頃から思っているのですが、農民協が主催でやれば積極的に私どもも参加をして、町民と共に抗議行動をする覚悟でやらないと何時までたっても、今年がこういう状況だからある程度のりきれた。でも、来年になったらどうなるか分からない。来年もまた行政に支援ということになりますと、いつまでも同じ事の繰り返しではやっていけないと思いますので、きちっとした農家の皆さん方が要求するものは何と何だという事を掲げて、町村或いは議会も含めて、同じ行動をとって要請をするという事、声を大きくすることが大事な事かなと思っております。

ただ、米の暴落についてのどうのこうのというよりも、今は台風の被害を受けた皆さんの、来年に向けての支援体制をどうするかという事の方が大事だろうと思っておりまして、そちらをやりながら現状の財政状況の中で、何処までおっしゃられるような状況にある農家の皆さんを救済できるか、そのことも十分論議はしてみたいと思いますが、思う通りの支援というのは難しいのかなと思っております。町で、ここまでやればまあ、最大限であろうと議員の皆さん方もそう思う程度までは努力をしてみたいと思いますが、それを超えてとなりますと中々難しい。昨年の場合も、農業振興課に言ったのは、自分達の予算を削れ、持っている予算を削って少しでも出しなさい。出た分は農家の支援にまわすという話までしました。役場全体で、そういう状況をどう救うかという論議をもう1度、課長会議等に図ってできる限りの検討はさせて頂きたいと思いますが、昨年と同様という考え方だけはして頂くと困ると思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 5 番。

○5 番（津川 均議員） 一 再 一 逆に叱られましたのであまり言えないのですが、先ほど申し上げましたように、私どもはこの稲刈りの収穫が終わり次第、あらゆる方面に実状をぶつけて、要請をしていきたいと思っております。

どうしても今、正直申し上げて、数ある団体が一枚岩になっていない。そこにも問題がある。それはお前達の責任だと言われればそれまでですが、そういう所の反省は十分に致しますが、やはり今の米流通のシステム、これが適正でないと私は理解をしております。やはり国が、米が余った時にはこれだけの生産調整をなさい、足りない時には作りなさいという所は、ある程度主導権を持って、全中もそうですが相談をしながらやっている訳ですから、その背景にはきちんとした価格体系を、安定した価格体制をとるとというのが大前提な筈なのです。

だけど、それがそうになっていない。そこに問題がある。それから、ホクレンの悪口を言う訳ではありませんが、どうしてもホクレンの流通ラインに乗らない所には有利に売らせられない、自分達で販路を見つけられない。そういう所も私はあると思う。それは、我々も力一杯要請はしていますが、行政の立場からもそういった所を、地元の今の農業ビジョンというのは、自分達で作ったものには自分達で、地産地消も含めて、販売も含めて、責任を持って処理をなさいという事ですから、だったらそういうシステムもある程度変えていく必要があるだろう。これはやはり、行政もその中に当然入って、それなりの形をしっかりと作ってくれる。その地域の農業のビジョンというものをしっかりと構築していくべきだろう。そういう点での関与というのは、是非お願いしたいなと思っております。

もう一つの質問の中に、沼田町の米のビジョンづくりも入れてあります。この雪中米というものが、私達は良い米だと自負も致しておりますし、色々な所に研修に行く度に宣伝をしたり、このような取り扱いをしていますよとアピールしてくるのですが、ただ、農協の理事者側に言わせると、まだそれほど人気のある米ではないと、とてもでないが自信を持って売れる米ではないという話も一部聞かされております。

ただ、我々が研修に行く所は、たまたま評判の良い所ばかりなのだろうか、決してそんな訳ではない筈ですから、その辺が実際はどうなのだろう。少しホクレンに、おんぶにだっこされ過ぎているのではないかという気がするのです。その辺、前にも農業振興課長に聞いた経過もあると思うのですが、そういった所の実際の沼田産米の

評価というのはどうなのか、農業振興課長が知っている範囲でひとつお答えを頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられるように、一番農家の皆さんが苦しんでいるのに、困っているのは行政だと思うのです。こういう財政が苦しくなると、支援もできなくなってくる、しかも農家の離農者も増える、町村の人口が減るという状況の中で、農業を基幹産業とする町としては農業を守りたいというのは、嘘も隠しもない所であります。ですから従来とも、農協さんと色々な相談をしながら可能な限り支援をして、行政がやれるところはやってきた訳であります。これは今後とも、そういう姿勢で行きたいと思います。勿論、色々な形の中で先頭に立てということであれば先頭にも立ちます。

しかしながら、農家の皆さん或いは農協の、共働のバックアップがなければ行政も動きづらい。例えば農民協が中心になって、道産米や沼田産米の消費のために札幌等の都市圏に行くのであれば、町もバスくらいは出しますし、職員を出せというなら参加させますし、チラシくらい作れというなら作って配付もします。そういう、努力と行動が必要なのだらうと思います。

困った、困ったと言いながら、依然として行動しない。目に見える事をしないとなると、一般町民の皆さんの理解も得られなくなってしまうのだらうと思うのです。

それと後段の、自主ブランドというお話。これも前々から議会で答弁させて頂いているように、農協さんが困った時にホクレン頼りという事もあるのでというように私は受け取っています。そういう中で、行政が先に出て雪中米をブランド化せよという事も中々難しい話です。その時に、農家や農協の皆さんが自主流通米に乗せてやるので、行政にここの部分の支援をしてほしいというのであれば、行政もそれは議会とよく相談して支援できると思うのです。ですから、その辺が若干農協さんと私どもとの考えかたの違う所だと思うのです。

確かに不安はあります。売ったお米の代金の回収など、色々な問題も聞かされました。そういうのを聞くと、なるほどそうなのかとも思っておりますが、その辺はもう少し農家の皆さん方とも色々な団体の中で論議をさせて頂きたいと思います。

雪中米の評価については、農業振興課長もよく卸の方に伺っていますから、その状況については課長の方からちょっと答えられるようでしたら答えてもらいたいと思

ます。

○議長（吉田好宏議長）原則としては町長答弁ですが、農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）私の認識している範疇であります。雪中米、それなりの手をかけた中で、一定の評価に繋がっているのかなと思います。

ただ問題は、本町生産米の約4割弱でありますから、8万に満たない数量でございます。流通の中で、やはりロッドが小さいという事なのです。一部では雪中米として道産米の混米材料として使われたりする事もあるようです。その品質自身と雪中米と一般の米、その販売戦略にも、それなりの手法の中で一定程度評価されていると思います。ただ、色々な面でロッドもそうでありますが、今後更なる工夫といえますか、努力も必要と思われま。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次に、自治振興協議会の位置付けについてを質問してください。

○5番（津川 均議員）端的にお伺いをしますけども、自治振興協議会。町内会長さん或いは行政区長さんで構成される自治振興協議会。もう出来て、4年目か5年目くらいになりますか、それぞれ町民の皆さんのパイプ役として、それなりの役割を果たしておられるとお聞きしております。ただ、残念なことに、町内会長を前提とするものですから、町内会では1年で交代をする。そういう所が随分あるようです。そうしますと、これから沼田町が仮に単独でしばらく生き残っていかなければならないならば、少しの期間をかけながらも、行財政改革、そういったものも考えていかなければならないし、町民の皆さんの声も聞かなければならない。その間のパイプ役、取りまとめ役をする自治振興協議会が僅か1年で交代をして、次の年にこれをしよう、あれをしよう或いは2年かけてあれをしよう、これをしようと思う時に、1年1年交代していったのでは、また1からやり直しという状況でございます。

これでは私は、しっかりとしたものが協議されていかないだろうと思います。出来れば、もう少し3年なり5年なりという長いスパンでこの自治振興協議会というものが運営されていかなければ、もっと有効に活用できないという気がするのですが、まずその辺のお考え方をお聞かせ頂きたいと思ひます。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）津川議員がおっしゃるとおり、私どもも自治振興協議会に期待をしておりますし、ここ数年徐々にではありますが、そういう方向に近づいてきて

いるのかなと思っております。

しかしながら、当初の自治振興協議会設立の時から、中々抵抗感がありまして、特に農村方面の区長さんから、行政区長会議があるのに何故自治振興協議会がいるのだという声が強いのです。そんな複雑なものはいらないという事です。その中で、ご理解を頂いて、何度か繰り返しながらやっと設立をしたというのが実態でありまして、その設立した経過の中で、今は花一杯運動ですとか、色々な面の行事に取り組んで頂きまして、今の合併の論議も勿論そうですが、非常に大きな役割を果たして頂いております。

前回もそうだったのですが、本来1年交代で町内会長さんが変わるのを、もう1年自治振興協議会の会長さんをやってもらうために、根回しをしてまた町内会長さんになってもらったケースもあった訳であります。

できる限り、どういうものが良いのか、市街の方ですと行政区長さんと町内会長さんが違うのが市街は殆どです。農村方面にいきますと、みんな一緒なのです。その違いの中で、そういう論議が出ましたので、今津川議員がおっしゃるようなご意見も、自治振興協議会の中で十分お話をさせて頂いて、少しでも早く私どもが期待する組織になって頂けるように、協議頂ける機会を設けたいと思います。

思っている方向は同じだと思います。

○議長（吉田好宏議長）5番。

○5番（津川 均議員）一再— 今町長が言われたのは、多分単年度で変わるから弊害が出てくるのだろう。その点については、全く一緒であります。

私も1番最初の年に、町内会長だったものですから、この自治振興協議会が出来上がった時に、このメンバーの中に入ったのです。だけど、その年は何もなかったのです。町の行事に、別に案内される訳でもないし、報告を受けるわけでもない。単に協議会を作っただけでした。次の年から徐々に、そういったものがある程度増えていって、今の自治振興協議会の会長さんは色々な行事にも呼ばれたり、出席をされているようで結構忙しいのです。

ですから、もう少しこの自治振興協議会自体に、ある程度の責任と申しますか、この部分は自治振興協議会の中でしっかりやってもらう部分ですとか、ある程度ここで協議をされた事については重く見るだとか、ある程度の位置付け、格付けみたいなもの、提言みたいなものがしっかりと出来れば、それなりに自治振興協議会の会員さん

達も責任を持って、自覚を持って、それに努めてくれるだろうと思っていますので、その辺まで含めて考えて頂きたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）それぞれさっき申し上げましたように、認識の仕方にも差がありますので、私どもの願っている方向に出来るだけご理解頂けるよう努力をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですね。次に7番、上野議員。高規格道路乗降口新設について質問して下さい。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野敏夫です。高規格道路の乗降口新設について伺いたいと思います。現在、高規格道路が開通してインターチェンジは、沼田町は五カ山に設けられておりますが、町民は結構不便を感じている話を聞いております。高規格道路を利用することによって、事故も少なくスムーズに目的地に行けるという事からも是非、町の近くに乗降口を設けるようにして町民、更に観光客等が利用しやすくして商店の購買力増加や町の発展のためにも、町の近くに乗降口を新設できるように開発に要望すべきではないかと思えます。

また、この点について町長は要望運動をしたことがあるか伺います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問で、バスストップかと思いましたが、そうではなくて、ハーフのインターチェンジということですから、今の五カ山にあるような車が乗り降りできる所を言っていらっしゃるようですが、これは計画の当初、私の前の町長の時からですが、沼田町としては一切そういう要望をした事はありません。

と言いますのは、一定の区間距離がなければインターが出来ませんので、そういう事と、これは当時聞いた話ですが、当初この高規格道路は沼田を通る予定ではなかったそうです。国道233に沿って真直ぐ行く予定だったのが、町の色々な要請に応じて、沼田町の方に迂回をした。実際には、留萌に向かうには遠回りになっているのです。その迂回を決めた時、沼田町に高規格道路を回す要件として何があるかという事で、沼田町が資料で出したのが今の工業団地だったのです。ですから、五カ山にインターが出来たのはそういう経過からなのです。

上野議員おっしゃられるように、市街で乗り降りできるようにと要望するとしたら、その必要は無いということで、高規格道路は沼田町には来なかったでしょう。そうい

う状況の中で、きっと前の町長も要請を下手にやると藪蛇になるということで、やっていないのだと思います。私どもがやっているのは、バスストップというバスが止まって人が乗り降りできるような停留所は、やってほしいという事で要請をしていますが、現在まだ留萌まで開通しておりませんので、乗り込むバス会社が決まっていないということで保留ですが、決まり次第バスストップについては実現できるだろうと思っております。そういう状況になっておりますのでご理解頂きたいと思っております。

建設課で調べて頂きましたら、ハーフのインターチェンジというのは、道内では何処にもないそうです。無いですが、どうしても自治体がやってほしいという要請があれば、自治体の金でやって下さいという事ですから、沼田町のお金で作るという事になります。開発としては、そこまでやった事もないし、予定はない。やれない事はないけれども、お金は面倒見れませんという事です。

おっしゃるとおり、私どもも実際に乗って不便だなと思っております。殆ど秩父別で乗りますしね、でもそういう状況にあるという事でご理解頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） 7番。

○7番（上野敏夫議員）一再一 今、要望というのはしていないという事なのですが、開発の方と話しをさせて頂いた時に、町の負担という事は知りませんでしたけども、可能なものだとは聞いていたのです。もしか特例で、国なりに運動して頂いて、もしか特例で試験的にモデル事業のような感じで、もしも設けられる話があれば進めて頂きたいと思っております。以上です。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○7番（上野敏夫議員）おっしゃられる事は分かりますので、札建の部長あたりに地元でそういう要請があったという事で探してみたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） 次、同じく7番。我が町再生戦略会議の設置について質問して下さい。

○7番（上野敏夫議員）橋場前議員も質問しましたので、ダブル事があると思っておりますけど、我が町の戦略会議又は、町づくり町民会議などの組織を作っておられる訳ですけど、自立に向けての方向というのは町長が骨組みを作って、組織の人達が肉付けをするということが大事ではないかなと思っておりますので、戦略会議について関連する事を幾つか上げてありますけども、このことについてちょっと伺いたいと思っております。

まず町の施設の中で、民間委託できるものがあるかないか、更に地元の企業は不景

気の中、努力されておりますが町として相談等をして、企業を育てる考えがあると思いますがその辺も聞かせて頂きたいと思います。

更に、役場職員の退職後の再就職も大変大事な事なのですが、若い人達の就職も公平にさせるべきであると思います。また、この町にいて仕事が無いという事は本当に辛い事であり、魅力ある町づくりの基本だと思っておりますので、その辺もお聞きしたいと思っております。

また、ちょっと離れますが、町長は東京に行刑施設の陳情に何回か上京されて大変苦勞されておりますが、その経過的なものをちょっとお聞かせ願いたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）先ほど橋場議員さんにもお答えさせて頂きましたが、戦略会議の基本方針というのは明確に示してござりまして、それに基づき検討頂いておりますから、最終的な詰め段階で、私なりの考えも入れながら行政としての考え方を取りまとめていく。これは先ほど答弁したとおりであります。

次に、民間に委託できるものがあるかという質問であります。これは既に戦略会議で概略のまとめをしている資料をもらいましたが、大きなものでいけば例えば、除排雪の作業などというのは完全に委託ができる分野だと思っておりますし、そうした一つ一つを数えますと、今検討事項に上がっているのが17くらいあります。しかしながら、これ以外にも相当まだ考えられるだろうと思っておりますので、そうした分野について先ほど申し上げましたように、12月までに最終的な詰めを行いながら行政改革をどう進めるかという結論を出していきたいと思っております。

その他に、先ほど全員協議会でご説明致しました旭寿園ですとかの福祉施設の委託業務についても今後考えていかなければならない状況かと思っております。大まかに申し上げましたけども、委託業務につきましてはそういう状況です。

それから、沼田町の企業を育てるという意味での対応ですが、これは中々直接それぞれの商店だとか、そういう所までも訪問するというのは中々難しいわけでありまして、しかしながら一定の企業の所には、商工観光或いは地域開発課長を中心に定期的に企業訪問をさせて頂いて、企業の動向把握をさせて頂いております。勿論、企業の色々なものの相談も受け付けておりますので、そうしたPR活動も十分にしまして、今後ともそういう面での活用を図ってもらうように努力をしたいと思っております。

それから3番目に、職員の退職後の再就職でありますけども、これは非常に難しいところでありまして、若い人を例えば13万円程度で臨時で雇うとなると、中々人材が集まらない。集まったとしても、それだけの能力を発揮して仕事をやってもらえるかどうか、その辺の判断だろうと思います。今、役場職員のお話がありましたが、幼稚園ですとか様々な形で、農協職員の退職者或いは、それ以外の退職者の方を使っている給食センターもあります。そこはそれなりの知識と能力が必要な場所でありまして、しかも低賃金といいますか、余り高い給料を払う事ができない特殊な場所です。そういう面を考えますと、役場の職員とは限りませんが、退職者を活用するという事も大事だと思います。

それと、今年から新たに検討して活用させて頂いておりますのは、沼高を卒業して正規の職員でなくても良いという方については、今年は2名採用させて頂いておりますが、地元の高校卒業で間口の関係もありますので、そういう努力もさせて頂いております。

それから極端に言いますと、旭寿園や和風園などの福祉施設ですと、介護職員が中々公募しても応募する方がおりませんので、後任を見つけるのが大変な状況であって、町外からも数人の方を雇わなければ運営ができない状況にもありますので、そういう分野では結構「お知らせ版」ですとか、公報の無線を使ったりして公募をしておりますので、是非応募を頂いて、これは正規の職員ではありませんけども、応募を頂いて働く場所が必要であれば活用頂きたいと思います。福祉施設の仕事ですから、分野はありますけども、そうした面で色々活用を図っていきたい。できれば温泉でも雇いたいのですが、今ああいう状況ですので、新規の就労というのは中々難しい状況にあります。できる限り、新規の卒業生の働く場所の確保にも努力をしているつもりですのでご理解頂きたいと思います。

それから行刑施設、書いてあるのは行刑施設ばかりではないのかもしれませんが、一つの事業の誘致をするとなると1回、2回行った所で話も中々前に進むような状況ではありません。ただ今、行刑施設につきましては、あるルートを通じて紹介を頂いたりということで、元衆議院の法務委員長をやった経験者ですとか、或いは様々な形で法務省との係わりを持っている方などの紹介を頂いて接触をしている所ありますので、上京の折にはとにかく沼田を覚えてもらうのが第1だという事で、道内選出の国会議員も勿論そうでありますけども、議長さんも東京に出た時には一緒に、く

まなく回って、やっと顔を出すと、行刑施設の沼田だと言われるようになってきました。しかしながら、地理的条件だとか、道内における超豪雪地帯だとか、そういう不利な条件にあるということは間違いありませんので、運動をしたから成功するとは限りません。その辺をご理解頂きたいと思います。現状としては、そういう要請活動を今懸命にやっているところであります。

○議長（吉田好宏議長） 7番。

○7番（上野敏夫議員） 一 再一 雇用の面でお伺いしたいと思います。予算委員会等で私、お願いした経過があると思うのですが、役場の1年間の雇用リストを作って、そのリストを町民が見ることによって、透明な雇用に繋がると思いますので是非、雇用リストを町民に配って頂き、働きたい方が自分に合った仕事があれば登録することによって、それぞれ透明な雇用になると思いますので是非実行して頂きたいと思います。

更に、行刑施設ですが今、町長も立地条件について言われましたけども、行刑施設というのは、まず国の土地が無ければならない、更に大学などの学校教育、更に医療を含めた日常生活がしやすい所を望んでいると思います。更に、沼田町は商店も少なく教育関係も決して充実しているとは言えないと思います。たとえ誘致に成功したとしても、専門職的な人材が必要で、地元の雇用に繋がるのは難しいのではないかと思います。町のメリットはあまり無いように思います。更に、もっと貴重な財源を企業だとか、町民のために早めに切り替えて使ってはどうかと思いますが、その辺よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 私どもが行刑施設の誘致活動をしているというのは、私個人の考え方でやっているわけではありません。議会も了承頂いて、町を上げて署名運動をした結果のものを繋げているのであります。そうした観点からいくと、何かご質問は私が勝手にやっているように聞こえますけども、そうではないとご理解頂きたいと思います。

それと沼田町にとって全くメリットがないと言いますが、メリットがないものを何故町民が誘致をなさいと言うのか、これは誰が考えてもメリットが無いとは言えないと思います。例えば今回、PFIで決定した宮市などは、あれは国有地ではありません。地域公団の土地を逆に買っている訳ですから、原則的に用地を無償で提供する

というのは、国は自治体から受けられないのです。ですから、只で上げると言っても絶対国はウンと言わないのです。その辺が今の質問と違うと思うのです。

それと教育施設というのは、確かに私ども要望して聞かされるのは、刑務職員が医療だとか自分の子供達の教育だとかの利便性を随分、地域の選定の条件としているといます。それは刑務所に労組は無いのでしょうから、職員団体がそういう要件を言っているのだそうです。ですけども、一方法務省側は、地域の活性化に結びつくような所に持っていきたいとはっきり言っている訳です。行刑施設を過疎地に置く事によって、地域の救済措置に繋がるという事が大切な要件の一つだとはっきり言っているのです。ですから、そういう意味では沼田町というのは、私どもが訴えているのは昔の繁栄した頃に戻したいと言っています。

ただ、その条件の中に市街地の条件だとかありますから、当初は農協から寄附を頂いた恵比島の土地も考えていたのですが、それは子供達が小学校に通う距離が長くて駄目だ、出来るだけ市街に近い方が良いという指導も頂いて、誘致の場所も変えている訳です。そういう教育条件というのはあります。病院も無ければ駄目です。でも、病院についても、厚生連からもしも行刑施設が沼田町に誘致が実現した時には、充実した医療体制で支援をしますという確約書をもらっている訳です。

そうなりますと、行刑施設が来ることによって地域住民の医療体制も充実される。或いは、沼田高校も無くならないで、そのまま存置される可能性もあります。応募者が増えてきますから、そういう条件からいくと、今の1千人規模の行刑施設が来ることによって、相当な職員が来る、PFIの関係でいきますと、これは沼田町が田舎だから出来ないという事ではなくて、PFIでやる時には企業単位で合算した支援の体制が出来てくる訳です。例えば、私どもが言っているのは三井物産ですけども、三井物産に全てのものをクリアできるような総合商社を作って入り込んでほしいという話をしているわけです。

そうしないとPFIというのは成り立たないですから、監視の分野から出来る分野は全て民間がやるという事です。そういうノウハウを持たないものは出来ない。そうなる総合商社しかないのです。建てるものと総合商社が一体となって入ってくるのがPFIなのです。第1号に決定した宮市の場合は、刑が終わった人達を更正するための職業訓練をどうしようかと検討しているそうです。そうなる、更に規模が広がってくる。地域の経済状況においては、冒頭申し上げましたように効果がないという

事ではなくて、むしろ沼田町にとっては最大の効果がある。

ただ、実現までには非常に難関がある。それで、各議員の先生方も委員会で行った時に、それぞれ山下先生、小平先生、法務省と寄って頂いている訳でありますけども、色々な方が顔を出してお願いすることによって、不可能なことも可能になるだろうという事で努力をさせて頂いているという所であります。

○議長（吉田好宏議長） 7 番。

○7 番（上野敏夫議員）あと、雇用リストの関係お願いします。

○町長（西田篤正町長）雇用リストの関係は、先ほど申しあげましたように役場の方も年間通じて人を雇うというのは殆どないのです。ようするに、お金が無いのであまり人を使うなという事です。たまに出てくるのは、例えば選挙があつて、1 週間なり 2 週間なり臨時を雇う。今の質問はそういう意味ではないですよ、ですから本当に町で一般に募集をしているというのは介護職員だけです。その介護職員も、例えば急に結婚が決まったから辞めるとかなどで、年度当初に明らかに退職が分かっていたら、3 月で採用者を決めて入れてしまいますし、本来は出てこないのですが、途中で辞める人の補充のためにお知らせ版などで募集をしているのです。後は臨時の職員ですから、リストを作るまでもないと思いますが、ちょっと総務課長に検討させますけども、状況はそういう状況です。

○議長（吉田好宏議長）上野議員。質問に対して、自ら責任を持った形での要請活動、要望事項に取り組んでほしいと思います。

それでは暫時休憩をします。

休憩 15 時 15 分

再会 15 時 32 分

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議長よりお諮り致します。6 番議員の質問に入る前に、7 番議員より発言の申し出がありましたので、発言を許します。7 番。

○7 番（上野敏夫議員）7 番、上野です。先ほど行刑施設の質問の中で、誘致のメリットをお聞かせ頂きたかったのですが、誘致に反対という発言をしてしまいました。行刑施設誘致に反対という発言を撤回させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）議長において、先ほどの上野議員の行刑施設誘致に反対という発言を撤回するという事で了解致しました。

続きまして6番、山田議員。雇用問題、沼田町緊急雇用等対策本部設置による成果について質問して下さい。

○6番（山田英次議員）6番、山田です。前に質問された中村議員、上野議員、橋場議員が雇用問題に触れていましたので、私が聞こうとした事を殆ど聞かれたという事ですが、私の聞こうとしている基本的な所は、緊急という文字が付いて役場の前に看板が上がったのです。あれは確か、15年4月のチェックポイントさんが撤退した時にこれは大変だという事で、なんとか雇用問題緊急対策という事で本部を設置されたと思います。その看板を上げられての成果が、どの程度あったかお聞かせ願いたいと思います。

具体的に聞きたいことは、現在定職されていない18才から60才までの人が、沼田町で何人おられるのか聞きたいのと、町長さんの一般行政報告書の中に、企業誘致だとか行刑施設誘致だとかは書かれていたのですが、具体的に雇用はこうゆうような事でこうなっていますという事が無かったものですから、失業されている方に対して明るい見通しがいいのか、どちらかというともだまだ失業のままですといなければならぬと思っている町民がたくさんいるのか、そのへんをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）忘れないように、順番がちょっと違うかもしれませんが、チェックポイント等退職をされた方で、町の方をお願いをしたいという申し出のあった方についての対応は十分させて頂きました。ただ、中々全員の意向も確認出来ませんでしたので、そういう状況の中で最終的にどうなっているかの確認はおそらくしていないだろうと思います。それと、年齢的に18から60までの間で、職を持たない方が何人いるか、これもちょっと今掴んでいる情報がありませんので、後程何か分かる方法があれば、把握をして後日お知らせしたいと思います。

いつまで緊急雇用対策本部と掲げているのかというお話ですが、その効果というのは私どもとしては、1番効果があったのは、先ほども話をしました羽田社長に対するプレッシャーになったのは確かです。私が至らないばかりに、沼田町にご迷惑をかけた。そのお返しはきっとさせて頂きますというのが、今回の日本パッケージシステムであります。そうした意味では、緊急雇用対策本部、どういう意味であれを設けたという事に対する理解もして頂いているのかなと思います。

しかしながら、いつまでも対策本部を掲げている訳にもいきませんので、今のパッケージシステムが具体的なプランを提示されて、新聞発表が出来るようになった時点で、対策本部の看板は降ろさせて頂きたいと思います。

具体的に、緊急雇用対策本部は何をしたのだといいますと、一番大きいのはやはり、ああいう状況でありましたので、今工業団地に残っております1社も、非常にぐらついた時がありました。今は順調に回復致しまして、夜も操業しているようでありまして、土日も休み無くやらないと受注に追いつかないという状況で、若干ではありますが雇用の人数も増やして頂いております。

それから、沼田精機の後の日精技研も、そういう意味では経営の厳しい状況が続いております、どうなるかなと思いましたが頑張ってもらって、昨年はは設備投資も新たにしておいて、雇用も若干つつ回復をしておりますから、そうした意味での担当の苦勞といいますか、こういうものが実っているのかなと思っています。

先ほど、空き家・空き地の問題の質問がありましたが、私どもとしては出来るだけ空いた所で活用の出来るところは活用してもらおうような様々な形での企業の誘致、働きかけもしておりますし、その成果だろうと思いますが、肥土原産業という会社が空知電設の後に営業所を設けて頂きました。これひとつにしても、1回に20人近くの方があそこにお泊り頂いて、食堂から向かいの小売店からみんな利用されているというお話を聞きますと、そうした積み重ねによって沼田町の安定的なあれが確保できると思っておりますので、今の看板ある無しに関わらず引き続き今後共努力をさせて頂きたいと思っておりますし、成果としては決して無ではなかったと反省をしているところでありますのでご理解頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）6番。

○6番（山田英次議員）一再一 町長の言われているのは、緊急対策の部分がかうだということではなくて、今までの雇用の問題といいますか、企業誘致する過程でこのようになってきましたという事なのですが、町民の方で考えている事は、本部を作る、対策を立てる、それに対してどういう活動をする、どういう運動をするということと、それに対してこうなるとかという具体的な案が出てくるのが対策本部というふうに素人は考える。私もそう考えるのだけれども、そういう事が見えないで、ずうっとやってきた中身で、こうゆう所はこうなりましたとなってしまうのです。

私達は、日本パッケージシステムがもっともっとたくさんの人を雇用するのかなどと

思っていたら、今聞かされているのは2人でやっている。恵比島にビニールの処理工場ができる。これも20人くらい雇用するのではないか、それが1年たっても始まらない、そして自然と駄目になったという事になると、何か緊急対策ではなかったのではないかと町民が思っている部分があると思います。

それから失業された方も、私はよく分かりませんが、6ヶ月ぐらいで保険が切れ、失業保険が無くなって大変な生活を送っているのかなと思っているものですから、この辺を行政としてどう対応していくのかなという事で質問したわけでございます。

これ以上聞きませんので、答弁はいりません。

○議長（吉田好宏議長）はい。以上で町長に対する一般質問を終わります。次に、教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次、発言を許します。8番、絵内議員。町民体育祭について質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員）8番、絵内です。町民体育祭について教育長にお伺いを致したいと思います。7月4日に、第31回の町民体育祭が開催されましたが、参加できなかったチームがありましたが、今後どのように取り組まれるのか教育長の見解をまず、お伺いを致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）今年の町民体育祭は、大変天候に恵まれたのですが、ご質問のとおり一部参加できなかったチームがあったのは残念でありました。勿論、色々努力致しまして参加して頂くようお願いしたのですが、最終的には参加できないで終わりました。ただ、体育祭の後すぐ反省会を開きまして、今後どのようにしていくか色々協議させて頂きました。その中で、各組から3名の検討委員を出して頂いて、その中で色々な今後の改善策などを検討して頂く、その中である程度の改善案が出たところで12月・1月の行政区長会議に原案を提案したい。また、行政区長さんの方で色々な改善策が出ましたら、それをまた持ち帰って検討委員会にかけて、なんとか年に1度町民が集う場として、体育祭を継続したい考えを持っていますのでご理解頂くように努力したいと思っているところでございます。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（絵内勝己議員）－再－ 今、教育長から検討委員会を設けて検討するというお話であります。確かに行政区長さんを通してという話については、それも一つの

方法だと思います。しかし、行政区長さんというのは全てがそうではないと思いますが、1年1年で交代する行政区の方が多いのかなと思います。そういった事を考えますと、今の行政区長さんと次の行政区長さんとの連携プレーというのが、本来であれば事務引継ぎなどが各行政区で行われていると思いますので、引継ぎができていますとは思いますが、そうでもない部分が多いのではないかとこの感じがします。

そういった事を考えますと、もう少し踏み込んだ形で取り組む必要があると考える訳であります。まして今回は、開基110年という沼田町の大きな節目の中での大失態であると思います。

それを考えますと、私達の町民体育祭というのは、沼田町にも夜高あんどんをはじめ、ほたる祭はじめ、色々ありますけども、全町民が参加できて一番楽しみなのは、これしかないと言っても過言ではないと思います。夜高あんどん祭についても、作る人の楽しみ、また引っ張る人の楽しみ、また見る人も楽しみがありますけれども、やはり自分の体を使っての祭の楽しみというのは、僕はこの町民体育祭それしかないと思うのです。

そういった事を考えた時に、教育委員会として、教育長として、もっともっと教育の先端を行っている貴方々ですので、休ましてほしいという話があった時に、教育長自らやはり、その行政区に行ってお話をされたのでしょうか。如何でしょう。

やはり、こういった面において、教育の先端に行く教育長ですので、体を張って取り組む必要性が僕はあると思うのですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）私もですね、努力はしたつもりでありますけども、地域の事情もありますので、地域に立派な方もいらっしゃいますから、そういう方にも入って頂いて、ある程度地ならしをして頂いて、それでも駄目であれば直接入る手もあったのですが、どうもその話を聞きますと、全てが反対ではない。一部の人なのですが、では一部の人だけが反対をしているから、その一部の人だけ除いてその組を立ち上げるかということ、それもまた行政としては問題があるという事で、止む無く今年は参加できないけれど、来年に向けてよろしくお願ひしたいという取り組みをさせて頂きました。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（絵内勝己議員）一再々ー 町民体育大会ではありませんし、町民体育祭と、

最後にお祭がついておりますので、楽しみながらできるものに私は今後とも仕上げていかななくてはいけないと感じます。今回の第31回目の体育祭を見た時に、私は種目が少し減った感じがしました。私達農村で見た時に、その種目に参加の名簿がないと、やはり参加率が低いのが現実であります。どういった理由で、種目を減らしたのかは承知しておりませんが、やはり、そういった点において、多くの人達が多少かすり傷や手の擦り傷があったにしても、そのくらいの必要性が僕はあると思うのです。

それと、競技の面白みというのが私達沼田町の体育祭においては、あまりにも少な過ぎると思います。例えば、町の方から各チームに3万円ずつの援助があったと思いますが、ああいったお金の使い方においても、例えばそれぞれ競技に参加して1位、2位になったら、本部席に行って賞品をもらってくるような方法も必要ではないかという感じがします。

それと合わせて、教育委員会としても、色々な工夫を今後共とらなくてはいけないと思うのですが、例えば名前を出して大変恐縮ですが、秩父別辺りもそれぞれ体育祭だとか、とんでん祭だとか、むかで祭、それぞれやっている訳であります、大変だという事は聞いておりますけれども、それなりの多くの町民が参加しているが現実であります。そういった意味において、私達沼田町から秩父別にどのような方法でやっているのか、お伺いするのは大変あれかと思いますが、少なくともそのくらいの姿勢があって僕は必要だと思うのです。

少なくとも何か、言葉悪いかもかもしれませんが、自分の所だけと言いますか、プライドばかりを考え過ぎず、上手にやっている町村があれば、沼田町でも取り入れる必要性があると思いますが教育長如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）とんでん祭は、優勝したときには大変な賞品も出るようになってきているようですが、そういう事もひとつの方法かと思いますが、いずれにしても検討委員会で、楽しく全町民が参加できる種目を考えたい。それと、今議員さんからお話のありましたように、種目が少ないという話もありました。朝から晩までやってはどうだろうかという話もあります。その中で、好きな競技を選んで町民が参加することもひとつの方法ではないかという意見も出ております。いずれにいたしましても、この検討委員会で来年の2月末までに結論を出したいと思いますが、それまでにまだ5・6回検討委員会の中で協議を重ねて、今議員がおっしゃる事もひとつの方法

ですので、そういう事もまたお話申し上げていきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって、一般質問を終了致します。

（緊急質問）

○10番（中村保夫議員）議長、10番。

○議長（吉田好宏議長）はい、10番。

○10番（中村保夫議員）10番、中村です。一般質問が終わったところでありませけれども、先ごろの台風18号について、質問通告が8日の正午まででした。甚大な被害が起きたのは、それ以降という事で、それについての質問が今回の定例会では出すことができなかつた訳です。

ここで、緊急質問という形になりますが、私から発言をさせて頂きたいと思っておりますが、議長の許可をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、これは18号台風、災害関係でございます。沼田町議会会議規則第62条に基づき、全議員の同意のもと質問を許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。それでは、お諮り致します。只今、10番議員からの台風18号に関する緊急質問する事について、同意する事でご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、10番議員が台風18号に関する緊急質問する事を許可致します。10番議員。

○10番（中村保夫議員）皆さんの同意を得まして、発言の機会を頂いた事に感謝を申し上げます。この台風災害が発生以来、総務課を中心として対策本部を立ち上げ、それぞれ職員さん方は東奔西走して、本当に良くやってくれたと思っております。その点は非常に住民を代表して、感謝を申し上げるところであります。

しかしながら、電話連絡等で被害があった或いは、職員が出向いてここは酷いなどという所は調査したのですが、中にはどうも調査漏れではないかという事を2・3回耳にした事がございます。特に、農村地区の非農家、そういった所にどうも調査が入って

いるのかいないのか、良く分からない。或いは、普通の住民ですと、多少トタン屋根2・3枚飛んだくらいでは、ああやられちゃったなあくらいで済んではいりますが、実際問題としてそれを直すとなれば、やはり金額がかかる部分がございます、色々な意味で金額として被害があっただろうと思っています。

総務課の調査体制が不備であったという指摘はあまりしたくありませんが、これはやはり地区に住む行政区長さん或いは町内会長さんに、その地区を調査してもらう等して、その地域を一番良く知っている人達に全戸を回ってもらう。そうしないいと、本当の意味で生活弱者ですとか、本当に被害の遭った人を把握できない。把握できなければ、本当に困った人に救済措置が届かないという危険性があると思っています。ですから、私としてはできれば行政区長さんに足を運んで頂きまして、各地区でこういうような被害が出ているのだけれども、これの他にありませんでしたかという形で、ひと手間かけて、生活弱者或いは立場の弱い方々を救済する方法をとって頂きたい。

その中には、「建更」で住宅にしても、納屋にしても直す人もおられましようけども、全額自費で直さなければならないという方もおられます。中には生活困窮のために、トタンが飛んだけど直せないという方もいらっしゃるかもしれない。そういった人達のために、或いは見舞い金、これが正しいかどうか分かりませんが、そういったものの交付、或いはある程度の手助けと申しますか、そういったものをとれないか考えております。

調査は3億を超える額ですが、ただそれが全額ではないような気がするので、その辺について今後の対策等について町長の考えるところがあれば聞かせて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の、台風18号の被害の関係ですけれども、当初それぞれの自己申告と申しますか報告があったものを元に、対策本部であるそれぞれの課が、手分けをして各地域の実態を把握をさせて頂いたところでもあります。特に農村地区については、普及センター或いは農協・役場とそれぞれ班編成をして、こまめに回っておりますので、あまり漏れているものはないのかなと思っていますところでもあります。

検討した結果、各行政区の区長さんにもお願いしてはどうかという事だったのですが、それぞれ皆さん自分の所の片付け等が忙しくて、そこまで手が回らないであろうという事で、善意の気持ちで町の職員が各課ごとに班分けをして調査したわけであり

ますが、どうしても具体的に大きな差があつて、もう一度調査が必要だというご意見であれば、それも考えたいと思いますが、今申し上げましたように市街地区については、各課が手分けをして詳細に渡って調査をさせて頂きました。農村地区については、農業振興課が中心になって、それぞれ被害額の調査をさせて頂きました。当初はまだまだ小さい被害額だったのですが、近隣町村の動向等も比較をしながら、3億2,900万円という膨大な数字になったわけでありまして。これらについてもまだ、最終的な調整も必要な部分が出てくればまた、修正もしなければなりません、当面はそれぞれの被害状況について、できる限りの体制で調査を終えたと思っております。特に、独居老人等の話もありましたが、そういう所については集中的に、個別にあたっておりますし、漏れている状況というのは、そう大きくはないと私どもは思っているところがあります。

それでも尚且つ、こういう事があるじゃないかという事がありましたら、また具体的に私どもも検討させて頂きたいと思いますが、現状そういう状況ですのでご理解頂きたいと思ひます。

それから、見舞い金等についてはですね、これから農業被害も含めて、関係団体長との会合もあろうかと思ひますし、北空知1市4町のそれぞれの動向を見ながら、町としてどう対応していくか検討させて頂きたいと思ひしております。

しかし、トタンが若干めくれたから、それに対する見舞い金とかという状況には到底、私どもは考えておりません。ある程度、被害の大きなもの、それをどう救済していくかをこれから検討させて頂きたいと思ひしております。

○議長（吉田好宏議長）10番。

○10番（中村保夫議員）一再一 先ほど被害報告をみさせて頂いたのですが、ペーパーを控室に忘れてきたのですが、たしか74件の家屋の半壊戸数で、1,900万円程度の被害額と出ておりました。それぞれ単価を掛け合わせて、被害額を算出したそうではありますが、例えば屋根であれば、屋根の全損で45万、シャッターの取り替えで65,000円。そういうのは行政として、マニュアルどおりにやらなければならないのは分かるのですが、とてもとても74軒の方々が1,900万円の被害で終わっているとは思えない。もっともっと、ちゃんと屋根を張り替えたり、シャッターをやり直したりすると、こんな金額では終わらないのだろうなと思ひしております。

他の町村がどういうマニュアルでやっているのかは、つまびらかではございません

が、実態はもうちょっと大きいのだろう、私としてはこういった災害に見まわれた方々を何とかして救済をしてあげたいと思っております。そのために、言って良いのかどうか分かりませんが、備荒貯金というものが沼田町に確か3億2千万だと僕は記憶しておりますが、そういったものもございませう。そういったもので、救済をできるものがあれば共済しては如何かなと思っておりますが、との点について町長はどうお考えですか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）金額がなんぼで、なんぼだというのは、ちょっと私の方では事務的な部分がありますので、総務課長の方から何の根拠でそういう数字になったのか答弁をさせますが、先ほど申し上げましたように、当然救済が必要だと町民の皆さんも考えているものであれば、やはりある程度の事をやらなければならないと思っております。

そうなりますと、例えば入っている保険の問題ですとか、色々な問題を全般的に調べてみないと、単に被害額が大きいから救済しなさいという事にはならないだろうと思っておりますので、この後、被害の状況等をそれぞれ確認しながら、どういう状況で支援をしていけば良いのか検討させて頂きたい。例えば、日常的といいますか、通常今回の台風ではなくて、その前の台風で沼田ハイヤーのように屋根が全部飛んでしまった状況もありますし、今回の台風だけに限ってそうするという事なのか、これからそういうものが起きた時には、そういうような基準で見舞いをしいていくのか、その辺もよく考えていかなければ、それでは私が前に受けたのはどうなるのかという論議にもなってくるでしょうし、その辺はよく私どもの方で財政上どこまでどういうふうにできるか、或いは、農協さんですとかそれぞれの保険会社が入っている保険で、どの程度の損害賠償ができるのか、被災救済ができるのか、そういう状況も把握しながら、やるべきことはやっていきたいと思っておりますが、そういう建物の半壊ですとか或いは、様々な被害を受けた救済、それに先ほどからお話のあります、農業に対する救済、そういうものをやっていきますと、とてもじゃないが財政状況の中で全てやるというのは難しいと思っておりますので、一定の方向でどういう状況でやるかというのは、早急にやらなければならない事態があるとすれば、臨時会でも開催をさせて頂いてやりたいと思っておりますが、当面は29日の臨時会がありますので、それまでにどの程度皆さん方に報告ができるかわかりませんが、検討させて頂きたいと思っております。

係数については今、総務課長の方から説明させます。

○議長（吉田好宏議長）総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）今ほど中村議員さんから質問あった件であります。一応空知支庁に問い合わせをした結果、それぞれの町の判断で、建設課等に聞いて基礎額を決めてほしいという指示でした。道の部掛かり表を用いてやりなさいとか、そういう指示はなくて、それぞれの町の判断でやって下さいという話でございました。

当初、業者の方からトタンの張替えをするといくらになるのかを聞いて、尚且つその金額が妥当かどうか、建設課の中野主幹の方に確認を頂いております。その結果に基づいて、屋根トタンの全壊が45万、半壊が25万、一部破損が18万。それは㎡4,500円の単価ですということで算出した結果が、今朝ほど町長の方から報告あった数字になってございまして、その算定基礎額が妥当かどうかと言われますと、少ないのではないかという話でございましたが、これは戸々具体的に、例えば飯田商店の屋根が全壊となりました。ただ、飯田商店の屋根の面積はいくらだという把握は、戸々具体的にはしてございませぬ。私どもと致しましては、そういうものを1軒45万という算出をさせて頂きました。

例えば、今ほど説明したとおり、飯田商店の屋根の面積からいくと、45万円くらいでは済まないのかなという感じはしますけども、それ以下の面積の方もおられるという事で、平均をとってこういう算出の方法で出した結果でございまして、ご理解願いたいと思います。

それから、住家、非住家の被害額の算定でございましてけれども、例えば道新で9月10日にそれぞれの町の被害額が出ております。これは、農業被害額が出ていた訳でございまして、それでいきますと妹背牛町は水稻が3,000万円、秩父別町は2億、沼田は何千万とう段階でした。それで、これは町長からの指示がありまして、農業被害については統一した基準で判断できないだろうかという話がありまして、今朝ほどまで矢野課長を通じて、その辺の整合性をどうしたら図れるか話し合った結果、今朝ほどの農業被害については若干前回の報告から比べると非常に多くなっている理由でございまして。

それぞれ町の見方がおろうかと思えますけど、私どもの被害状況の確認、調査の額を調べた基準については、妥当かどうかというのは、これから皆さんに判断して頂くこととなりますけども、一応今日の段階で掴まえた被害金額という事でご理解願いた

いと思います。

また、一部見逃している点、それから届出の無い住宅もあるのではないかというお話でございます。これについては、今日の段階で被害額をまとめましたけども、総務課のほうで逐一被害の状況については、1軒1軒また受け付けてございますので、最終的にどのような金額になるか分かりませんが、またその結果が出ましたら議会の皆さんにもご報告させていただきますので宜しくご理解の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）10番。

○10番（中村保夫議員）これから抜け落ちている調査対象については、できるだけ拾って頂きたいという願いをしておきたいと思っておりますし、29日の臨時会までにある程度弱者を救済していくのだと、沼田町は弱者にやさしいというような形で補正予算等々も含みながら、寒い冬を過ごさないで済むような対策を講じていただく事をお願いして質問を終わります。

○議長（吉田好宏議長）をおわります。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。以上で、以上で、10番議員の緊急質問を終わります。これをもって、緊急質問を終了致します。

（一 般 議 案）

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第57号。平成16年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 議案第57号。平成16年度沼田町一般会計補正予算について。平成16年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成16年9月13日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、平成16年沼田町一般会計補正予算（第3号）を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）13番、大沼です。今の、小学校の3年生の関係で、入ってくる部分と出ていく部分、それが合わなかったのが地方交付税で補填されたという解釈で良いですか。それが1点。

歳出の方になりますが、教育費の関係なのですが、教育費の動きが無いのですが、教育長の姿勢方針の中に「この度の沼田高校の支援策を決定した」という事が出てい

るのですが、これは何時頃組んでくるのか、その2点お尋ね致します。

○議長（吉田好宏議長）最初に財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）児童手当の、いわゆる拡充施策の町持ち出し部分の話だと思われませんが、基本的に交付税の中で算定がなされているものという内容でございます。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）私の行政報告の中では、新年度17年度からの支援策という事ですので、ご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）13番。

○13番（大沼恒雄議員）財政課長、これ歳入の方では、国庫支出金と道支出金両方合わせて323万くらいだと思うのです。見落としありますか。そして、支出の方が350万円ちょっとになると思うのですが、さの差額が交付税で埋めた数字ですか。同額にならないような気がします。

それと、教育長にお尋ねします。新年度予算というのは分かるのですが、そうすると今までの沼高の間口対策をそのままにしておいて、新たにこれだけのものをやるのか、それとも従来の間口対策はもうやめて、この3点に絞ったのか。その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（吉田好宏議長）最初に教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）今までの支援対策費として、1千万円ほど計上しているのですが、17年度の支援策として新たにどうするか検討させて頂き、協議会で採択をされて、それでは17年度からは申し上げた3点を新たに、17年度から入学する生徒に支援していこうという事です。

○議長（吉田好宏議長）13番。

○13番（大沼恒雄議員）そうすると、今までやってきた新入生に対しての間口対策は、こちらの方に切り替えてもうしないという事ですか。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）そのとおりです。

○議長（吉田好宏議長）次に、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい、児童手当の歳入歳出の差額、いわゆる歳入が少なく、歳出の扶助費が多いという。この差額の部分については交付税が補填をしてい

るものであります。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。13番。

○13番（大沼恒雄議員）教育長そうすると、今までのものはもうしないというと、沼高の間口対策として5年間だと思いますが、色々な形でポートハーディだとか、パソコンだとか、自動車免許だとかを補填してきましたよね、これは沼田高校の間口対策として必要だから今までやってきたのですよね。新入生徒に対してとか親に対して直接やってきたものだと思うのですが、それは例えば今までのものは何も効果が無かったから、こっちの方が効果があるという事の理解で良いですか。それとも他の理由ですか。

○議長（吉田好宏議長）ここで、休憩をとります。

16時25分 休憩

16時27分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第58号。平成16年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第58号。平成16年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成16年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成16年9月13日提出、沼田町長名でございます。別冊の補正予算第2号をご覧頂きたいと思っております。

〔別冊、平成16年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第2号を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩を致します。

16時25分 休憩

16時42分 再会

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会いたします。議事日程の追加について、お諮り致します。

ただいま、郵便局が今後も従来どおり沼田町住民に貢献、サービスできる意見書に関する請願1件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、請願第3号、郵便局が今後も従来どおり沼田町住民に貢献、サービスできる意見書に関する請願についてを日程に追加することに決しました。

（請願の審議）

○議長（吉田好宏議長）日程第10、請願第3号、郵便局が今後も従来どおり沼田町住民に貢献、サービスできる意見書に関する請願についてを議題と致します。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。お諮り致します。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。請願第3号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものと決しました。ここで、暫時休憩します。

16時45分 休憩

16時46分 再会

(議事日程の追加)

○議長(吉田好宏議長) 再会致します。議事日程の追加について、お諮り致します。

先に採択されました請願など、う意見書(案)7件が追加提出されました。この際、これを日程に追加し議題に致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、意見案第10号、郵便局が今後も従来どおり地域住民に貢献、サービスできることを望む意見書(案)について、日程第12、意見案第11号、道路整備に関する意見書(案)について、日程第13、意見案第12号、ウィルス性肝炎対策に関する意見書(案)について、日程第14、意見案第13号、地方交付税の総額確保に関する意見書(案)について、日程第15、意見案第14号、義務教育費国庫負担の維持に関する意見書(案)について、日程第16、意見案第15号、介護保険の見直しと充実に関する意見書(案)について、日程第17、意見案第16号、建設・季節労働者の仕事と生活を守る特別対策に関する意見書(案)について、以上日程に追加することに決しました。

(意見案の一括審議)

○議長(吉田好宏議長) 意見案の一括議題について、お諮りします。この際、意見案第10号から意見案第16号を一括して議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、意見案第10号から意見案第16号は一括して議題とすることに決しました。

日程第11、意見案第10号、郵便局が今後も従来どおり地域住民に貢献、サービスできることを望む意見書（案）についてから、日程第17、意見案第16号、建設・季節労働者の仕事と生活を守る特別対策に関する意見書（案）についてまで一括して議題と致します。

提案者より説明を求めるところですが説明、質疑、討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）私は道路整備に関する意見書について、問題があると思いますので、発言させていただきます。このままですと、この部分については賛成できません。

まず、記の1にあります、活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものと書いてありますが、これはやはり、道路整備促進を図る前に、住民や自治体の意見が計画段階から反映されたものでなければ駄目だと思いますので、私はこれを入れてもらわなければ困ると思っています。

次に、社会資本整備重点計画に基づきと書いてありますが、私はこれの再検討が必要だと思っています。

それから2の料金収入を最大限に活用した有料道路方式と、これを補完する新直轄方式により着実に事業を推進することと書かれていますが、ここは正しくないと思います。採算や交通需要について再検討し、必要な高速道路については国の責任で建設する事が大事だと思います。

それから3の、受益者負担という制度趣旨にのっとり、これは確かに自動車で走る人の受益者が負担する程度はあると思いますが、道路整備を強力に推進するためには削除しなければならないと思っています。

次の、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなくと書いてあります。これ、一般財源にして使い道を特定ではない他の公共事業と同様にするべきだと思います。そうでないと、本当に無駄な、いらぬ高速道路が出来てしまうという事もありますので、ここは、このようにしなければならないと考えておりました、このままですと賛成する訳にはいかないのです、意見案には反対したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他に、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。意見案11号について採決を致します。お諮り致します。意見案第11号は、原案のとおり決する事に賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって、意見案第11号は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。意見案第10号、12号、13号、14号、15号、16号を一括して採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第10号、12号、13号、14号、15号、16号は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会議に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成16年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦労様でした。

16時53分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員